

運営規程

(目的)

第1条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易にするために定款の規定に基づき組織運営等に関する事項を定める。

(役員の仕事に関する事項)

第2条 本会議所の役員は、それぞれの職務に応じて次のとおりその仕事を遂行する。

- (1) 理事長は、一般社団・財団法人法の代表理事として、本会議所を代表し、その業務を執行する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、本会議所の業務を執行する。また、理事長に事故あるときは、その業務を代行する。
- (3) 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐する。また、事務局を統轄し、次に掲げる業務を処理する。
 - ① 庶務、文書、慶弔に関する事項
 - ② 用度及び備品の管理に関する事項
 - ③ 事務局の人事給与等に関する事項
- (4) 常任理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、委員会を分掌し統轄する。
- (5) 特定職務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、理事会の決議により定められた業務を執行する。
- (6) 理事は理事長を補佐し、業務を処理する。また、理事会に出席して、次の事項を審議処理する。
 - ① 定款及び諸規程に関する事項
 - ② 総会及び例会に関する事項
 - ③ 会員の入会、退会及び除名に関する事項
 - ④ 会員の出席向上に関する事項
 - ⑤ 委員会又は部会の編成及び設置並びに改廃に関する事項
 - ⑥ 新入会員の指導に関する事項
 - ⑦ 事業計画の立案及びその実行並びに事業報告に関する事項
 - ⑧ 委員会活動の助長及びその調査に関する事項
 - ⑨ 広報活動に関する事項
 - ⑩ その他の事項
- (7) 直前理事長及び顧問は理事長を補佐し、理事会に出席して意見を述べることができる。

(例会並びに出席に関する事項)

第3条 例会は、通常総会を開催する月を除き、毎月1回以上開催するものとし、その日時については毎事業年度の開始後最初に開催される理事会において決定する。ただし、理事会の決議によりこれを変更することができる。

- 2 正会員は例会、定時総会、臨時総会、所属委員会、及びその他本会議所が催す会合に出席しなければならない。総会、例会、委員会において欠席、遅刻、早退する場合は必ず理由をつけてあらかじめ届け出なければならない。

(委員会に関する事項)

第4条 当該事業年度において設置する委員会は、事業計画書等とともに毎事業年度の開始の前日までに理事会において決定し、総会の承認を得なければならない。

- 2 委員会の編成は正会員の希望を勘案し、全般的均衡を考慮して、理事会において決定する。
- 3 当該事業年度内において特に必要又は不必要と認める委員会は、理事会の決定によって特別に設置又は廃止することができる。

- 4 委員会の委員長は理事とし、委員長は委員会を代表してその活動を統轄する。
- 5 委員長は、理事会の承認を得て、委員会に副委員長及び幹事を置く。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。幹事は委員会運営を統轄し、庶務を処理する。
- 6 委員会は原則として毎月1回以上会合をもち、独自の事業計画の立案と実施の推進母体となる。
- 7 委員長は毎月、委員会活動の状況を文書をもって専務理事を経由して理事会に提出しなければならない。

(室等に関する事項)

- 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、本会議所の長期的な事業計画及び財政計画立案のため、又は委員会の事業を指導あるいは統轄するために必要があると認められるときは、理事会の決議に基づいて室又は会議体を設置することができる。
- 2 室には室長1名及び若干名の室員を、会議体には議長1名及び若干名の委員を置くことができる。
 - 3 室長又は議長は、理事をもってこれに当てる。

(規程の改廃)

- 第6条 本規程を改廃する場合は、定款第23条第9号の定めに従い総会の承認を得なければならない。

附則

本規程は（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日より施行する。

附則（2018年7月18日改正）

(施行期日)

- 1 本規程の変更は、総会の承認があった日（2018年7月18日）から施行する。

附則（2018年12月9日改正）

(施行期日)

- 1 本規程の変更は、総会の承認があった日（2018年12月9日）から施行する。